

佐賀県選挙管理委員会告示第 31 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 8 年 5 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 8 年 6 月 26 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
木下りゅうたろう後援会	木下 隆太郎	木下 隆太郎	唐津市相知町横枕 995 番地 1
下本中十里会	福島 日人士	福島 美千代	西松浦郡有田町下本乙 3129- 2
原雄一郎後援会	岡部 寛樹	新 千香子	唐津市湊町 1005 番地